

12 毒物劇物以外に管理に配慮を要するものについて（令和3年度～監査日現在）

(定例監査重点事項・行政監査)

毒物劇物以外で法令等により管理について規定されているものを保有している機関が、
次とおり確認された。

全機関数	保有機関 有	主な物質・適用法令 無
271	38	233 PGB：ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する法律 エタノール、アセトン：消防法

第3 監査の実施結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する

意見は、次のとおりである。

1 容器及び被包、貯蔵設備の表示について（定例監査重点事項）

容器、被包、貯蔵設備への表示については、ほとんどの機関で実施されていたが、一部の機関で表示されていなかった。

容器、被包、貯蔵設備への表示は毒劇法第12条第1項及び第3項により業務上取扱者の義務と規定されている。

毒物劇物を購入して別の容器に小分けして貯蔵する場合も含め、毒劇法により規定されたとおりの表示を徹底されたい。

2 毒物劇物の廃棄について（定例監査重点事項）

毒物劇物の廃棄については、自己廃棄又は委託廃棄の双方において、適切に実施されていた。

引き続き適切な廃棄を徹底されたい。

3 保管管理体制について（行政監査）

毒物劇物を保有する全ての機関で毒物劇物に係る取扱いの責任者が定められていたが、人事異動時の引継が行われていない機関が3機関あった。機関ごとに保有する毒物劇物の種類が異なること、保管管理の方法に違いがあることも考えられることから、適切な保管管理を行うには異動時の引継が重要である。毒物劇物を保有する機関においては、取扱いの責任者に対し、異動時の引継が必ず行わるよう、所属長による指導徹底を図られたとおりの表示を徹底されたい。

4 危害防止対策・盗難防止規定の整備について（行政監査）

毒劇法第11条第1項において、毒物劇物が盜難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされており、毒物劇物監視指導指針における監視指導項目として、盜難防止規定及び危害防止規定の作成が挙げられている。また、毒物劇物危害防止規定通知において、危害防止規定は、毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であることとされている。

今回の監査において、危害防止規定・盜難防止規定等を作成していない機関が62機関あった。このうち、各部局等による規定等も作成されていない7機関は、毒物劇物危害防止規定通知において、「毒物劇物の管理・責任体制を明確に」とあることから、速やかに規定の作成を行わみたい。なお、規定が作成されていた機関及び各部局等による規定等が作成されていた機関においても、取り扱う毒物劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様を勘案し、必要に応じて機関ごとに規定の見直し等を図り、より適切な対応に努められた。

5 盗難・紛失、漏えい・流出時の措置について（定例監査重点事項・行政監査）

(1) 盗難・紛失防止について（定例監査重点事項）

毒物劇物を保有している多くの機関は、毒物劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用としており、鍵をかける設備等のある堅固な施設に保管していた。

保管庫については、容易に破損する可能性が高いガラス面のある保管庫に保管している機関が見られた。保管庫の鍵の管理については、管理者を定め、一定の盗難・紛失防止対策は実施されたが、管理簿が作成されていない機関が多數あった。毒物劇物の保管については、ガラス面のある保管庫には飛散防止フィルムを貼付するなど、適切に保管するとともに、保管庫をいつ、誰が使用したか常時把握できるよう保管庫の鍵の管理簿の作成を徹底されたい。

また、毒物劇物の使用については、毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていない機関が見られるとともに、毒物劇物の定期的な在庫管理の頻度については機関によってばらつきが生じていたことから、毒物劇物管理簿（受払簿）を必ず作成するとともに、毒物劇物の特性、使用頻度等に応じて、定期的に在庫管理を実施されたい。

(2) 漏えい、流出等の防止について（定例監査重点事項）

目視等により保管庫にひびや腐食等がないか確認するなど、保管庫の保守管理は全ての機関で実施されていた。

また、毒物劇物を保管する容器として不適切とされるペットボトルなど、飲食物の容器として通常使用される物を利用して機関はなかった。引き続き良好な状態を維持できるよう保守管理を行うとともに、適切な容器での保管を徹底されたい。

(3) 盗難・紛失、漏えい・流出、災害発生への備えについて（行政監査）

毒劇法第11条第2項において、毒物劇物が施設外へ飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならぬとされており、毒物劇物危害防止規定通知において、教育及び訓練に関する事項が規定に記載する基本的事項とされている。このため、毒物劇物を保有する機関においては、毒物劇物の適正な取扱いや保管管理による職員研修や訓練を実施することが求められている。今回の監査において、毒物劇物を保有する機関のうち、研修を実施していたのは62機関であった。しかしながら、このうちほんどの機関は各部局等が実施する研修会に出席したとの回答であり、所属独自の研修を行っていた機関は僅かであった。また、訓練を実施していたのは10機関であった。各職員が有事の際的行動することが出来るよう、保管管理責任者が主体となり、管理体制や事故への対策などをあらかじめ職員に周知徹底するとともに、各機関の実情に応じた研修及び訓練の実施に努められたい。

各機関において、保有する全ての保管庫に対して転倒防止対策を行っていたのは47機関、また、保管庫内に間仕切りの設置を行っていたのは51機関であった。保管庫が低く、転倒の恐れが低いとして対策を行っていないかった機関もあったが、今後、南海

トラフ地震の発生の可能性が高いとされていることから、毒物劇物による二次被害を防止するために、可能な限り保管庫における転倒防止対策及び間仕切りの設置に努められたい。

また、毒物劇物について取扱いや保管方法等が記載されたSDS（セイフティ・データ・シート）を備え付けていない機関が35機関あった。SDSはインターネット上で検索可能なため、紙での備え付けを行っていないとする機関もあったが、電子媒体による保管と併せ、有事の際に即時に確認が出来るよう紙媒体でも保管するなど、事前の備えに努められたい。

毒劇法第17条第1項において、毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出なければならないとされ、また同条第2項において、毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならないとされている。今回の監査において、届出を行なわなければならないことは全ての機関において把握していたが、緊急連絡網を作成していない機関が7機関、また届出の際の役割を明確化していない機関が4機関あった。有事の際に、必要な組織対応が素早く行えるよう、あらかじめ役割の明確化に努められたい。

6 その他（定例監査重点事項・行政監査）

今回の監査において、多くの機関で5年以上の長期間にわたり使用していない毒物劇物を保有していることが確認された。その理由としては、「今後使用する可能性がある」がもっとも多く、他に多い理由としては「廃棄に多額の経費を要する」であった。また、「使用する業務がない」との回答も見られた。

毒物劇物を未利用のまま長期間にわたり保有、管理し続けることは、盗難や流出などのリスクを高めることとなる。このため、こうした毒物劇物については、以後の使用見込みを十分に精査するとともに、不要な毒物劇物は部局ごとに処分を行うなど、限られた予算を有効に活用し、効率的に廃棄処分等が見えるよう検討されたい。

更に、今回の監査において毒劇法以外の法令等により保管に注意を要する物質の有無を確認したところ、38機関において「有」との回答があり、多くの機関でボリ塩化ビフェニル廃棄物に関する法律によるPCBや消防法で危険物と定められる物質を保管していることが判明した。毒物劇物以外の物質についても、各法令に基づき適切な管理に努められたい。

7 総括的な意見

今回の監査において、試験研究機関や県立学校などを中心に、多くの機関で試験・研究用、実験・実習用など様々な目的のために多種多様な毒物劇物が購入、保有、使用され、それぞれの業務に活用されていた。

こうした毒物劇物について、概ね適正な管理が行われていたが、一部の機関においては、毒劇法に定められた保管庫への表示が行われていないなど、不適切な事例が見受けら

れた。また、劇物が紛失する事故も発生していた。

毒物劇物は万が一、盗難・紛失や漏えい、流出等の事故が発生した場合、人体や周辺環境に甚大な被害が生ずる可能性があることを毒物劇物を扱う機関の職員一人一人が充分に認識する中で、法令などを遵守し適切な管理に取り組まれたい。

また、今回の監査において、一部の機関から、毒物劇物の適切な管理方法等についてこれまで指導を受けたことがない旨の発言があった。毒劇法を所管する部局又は毒物劇物を多く保有する機関が属する部局等においては、今回の監査結果を踏まえ、毒物劇物が適切に管理されるよう定期的に指導等を行われたい。

令和4年度 財政的援助団体等監査実施結果

<p>1 監査対象団体及び監査の着眼点</p> <p>地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えていけるもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、共通する着眼点、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。</p>												
<p>(1) 共通する着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。 <p>(2) 監査対象団体及び主な着眼点</p> <p>ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。 ・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。 ・経営成績及び財政状況は、良好か。 ・県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えていいる団体（以下「補助金等交付団体」という。） ・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。 ・補助金等の目的が達成されているか。 ・公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。 ・委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。 ・経営成績及び財政状況は、良好か。 												
<p>2 監査実施団体</p> <p>監査対象団体の中から、次の16団体を選定し監査を実施した。</p>												
<p>(1) 出資団体（8団体）</p> <p>公益財団法人 長田ふるさと財団 山梨県土地開発公社 公益財団法人 やまなみ文化基金 公益財団法人 山梨県下水道公社 山梨県住宅供給公社 公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター 公益財団法人 やまなし産業支援機構 公益財団法人 山梨県馬事振興センター</p>												
<p>(2) 補助金等交付団体（4団体）</p> <p>一般社団法人 山梨県医師会【山梨県医療提供体制づくり等交付金】 公益社団法人 山梨勤労者医療協会【山梨県看護師等養成所運営費補助金】 公益社団法人 やまなし観光推進機構【やまなし観光推進機構事業費補助金】 一般社団法人 山梨県農業会議【農業委員会ネットワーク機構補助金】</p>												
<p>(3) 公の施設管理団体（4団体）</p> <p>社会福祉法人 山梨ライトハウス【山梨県立青い鳥老人ホーム】 社会福祉法人 山梨県障害者支援協会【山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮】 山梨県職業能力開発協会【山梨県立中小企業人材開発センター】 きらっとやまなし共同事業体【山梨県立図書館】</p>												
<p>3 監査対象期間</p> <p>令和4年10月21日～令和5年2月9日</p>												
<p>4 監査実施期間</p> <p>令和3年度</p>												
<p>5 監査の方法</p> <p>監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。</p>												
<p>6 監査結果処理区分</p> <p>監査結果は次のとおり区分した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td style="width: 95%;">指摘事項</td> </tr> <tr> <td>法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>指導事項</td> </tr> <tr> <td>指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>注意事項</td> </tr> <tr> <td>不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤認に起因すると認められるもの</td> <td></td> </tr> </table>	(1)	指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの		(2)	指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの		(3)	注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤認に起因すると認められるもの	
(1)	指摘事項											
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの												
(2)	指導事項											
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの												
(3)	注意事項											
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤認に起因すると認められるもの												
<p>7 処理方法</p> <p>指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。 また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。 注意事項についても、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。</p>												
<p>8 監査の結果</p> <p>財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。</p> <p>監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td style="width: 95%;">指摘事項</td> </tr> <tr> <td>0件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>指導事項</td> </tr> <tr> <td>29件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>注意事項</td> </tr> <tr> <td>11件</td> <td></td> </tr> </table>	(1)	指摘事項	0件		(2)	指導事項	29件		(3)	注意事項	11件	
(1)	指摘事項											
0件												
(2)	指導事項											
29件												
(3)	注意事項											
11件												
<p>9 監査実施団体ごとの監査の結果</p> <p>別紙のとおりである。</p>												
<p>10 監査結果に基づく意見</p> <p>地方自治法第199条第10項の規定に基づづき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。</p> <p>今回の監査において、各団体で定められた規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものや、指定管理施設の管理に関する基本協定書及び管理運営業務仕様書と実態が相違しているものなどが見受けられた。</p> <p>所管課においては、団体に対し、今回の指導事項及び注意事項について事務改善を促し、その取組の実施状況を的確に把握するとともに、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の更なる適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。</p>												